

根室市小規模修繕等事業者登録について

この制度は、市の入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない、小規模事業者を登録することにより、市が発注する小規模な修繕等の業者選定の対象に積極的に活用し、小規模事業者の受注機会の拡大を図るものです。

1. 登録申請のできる事業者

- ・ 根室市内に主たる事業所を有する法人又は根室市に住所を有する個人
(建設業の許可の有無、経営組織、従業者数等は原則問わない。)
- ・ 根室市建設工事及び物品・役務の入札参加の有資格者名簿に登録されていない者
- ・ 市税等について滞納額のない者。

2. 登録の申請

登録申請は、根室市小規模修繕等事業者登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、次の書類を添付し総務部財政課に提出します。

- ・ 法人は商業登記簿謄本、市税の納税証明書、資格等の写し
- ・ 個人は代表者の身分証明書、住民票(抄本)、市税の納税証明書、資格等の写し

3. 登録の受付期間

登録受付は、随時財政課にて行っています。

申請書は財政課で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

4. 登録の有効期限

奇数年の4月1日から2年間とし、随時に受付した場合は、登録された日から正規の登録の有効期間と同じとします。

5. 登録後の取り扱い

登録者名簿に登録するとともに庁内に周知し、根室市が行う小規模な修繕等の見積り合わせを発注する際の事業者選定の対象になります。ただし見積り参加や契約を約束するものではありません。

6. 対象となる修繕等

金額が100万円以下で、内容が軽易かつ履行確保が容易であると認められる修繕等となります。

7. その他

市長が不適当と認めた事業者については登録を取り消す場合があります。

●申請書配布、提出場所(問い合わせ先)

根室市役所 総務部 財政課

TEL 0153-23-6111 (内線 2351、2352)

FAX 0153-24-8692

※ 申請書はホームページからダウンロード可能

小規模修繕等事業者業種区分

業 種 区 分		具 体 的 な 修 繕 等 の 内 容
1. 建築関係	① 大工	大工
	② 左官	モルタル、ブロック、レンガ、タイル、石積み
	③ 板金	板金、建築板金
	④ 塗装	塗装
	⑤ 建具	建具、サッシ、カーテンウォール、シャッター、障子、襖
	⑥ 内装	防音、壁紙・クロス張替、畳、床、カーペット、天井
	⑦ 外棚	門、柵、塀、ネット、フェンス、錠鍵
	⑧ 防水	アスファルト、モルタル、シーリング
	⑨ ガラス	ガラス
	⑩ その他	()
2. 土木関係	① 土木	側溝、マンホール
	② その他	()
3. 設備関係	① 電気	電気配線、電気設備、照明設備
	② 空調	排気・換気設備
	③ 給水・排水	給水管、配水管
	④ その他	()

その他を選択した事業者は具体的な修繕等の内容を記載願います。